

避難所等における公衆無線LANの整備について

1 大規模災害時等における公衆無線LANの必要性

- ・災害時等における音声通話以外の通信手段の充実・改善を図る観点から、極めて重要
- ・スマートフォン等の普及により、東日本大震災の避難所等で有効な通信手段として機能した

2 避難所等における公衆無線LAN環境構築のイメージ

情報入手・発信 : インターネット、ホームページ、ブログ、SNS等
情報機器 : 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン等



【公衆無線LAN】パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを無線でインターネットに接続するサービス

自治体による整備

民設民営

市町

同意

県

協定締結

ソフトバンク

【協定の概要】

県下全域への整備を一体的に推進するため、県とソフトバンクが協定を締結し、市町がこれに同意する形式とする。

- ① ソフトバンクが自社負担でWi-Fiルータを設置
- ② 平常時はソフトバンクがビジネスベースで運営
- ③ 大規模災害時には、ソフトバンクが自社ユーザに限定することなく、アクセスポイントを無料開放
- ④ 県、市町等は、①～③を条件に、使用料（場所代）や電気使用料を免除

事業の推進

県公衆無線LAN推進協議会

体制：【産】民間通信事業者 【学】大学 【官】県、市町、四国総合通信局

役割：公衆無線LAN活用による、災害対策、観光地等県内の地域活性化への取組方法を検討

県・市町連携推進本部会議（平成25年2月）

平成25年度新規施策

「公衆無線LAN環境の整備」